

結婚披露宴規約

本約款は挙式・披露宴を行う予定であるお客様と当館との相互の信頼を高め、挙式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

第一条【契約の成立】

申込者のいずれか一方、または代理人による申込書への署名をもって契約は成立いたします。契約成立後1週間以内に、申込金105,000円を当館指定の金融機関口座に振込む方法でお支払いください（振込手数料はお客様にてご負担ください）。なお、期限内に申込金のお支払いをいただけない場合には、当館の判断で、お客様による契約の解除として取り扱う場合がございます。

第二条【挙式・披露宴時間の設定と時間変更】

会場の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただきました時間内といたします。

お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました使用時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

・使用時間：4時間45分（受付開始からお開きまで）

・延長料30分150,000円(税サ別) ※お打合せの内容で使用時間を超えることが想定される場合、ご相談の上で頂戴いたします。

第三条【人数確定後の変更】

挙式・披露宴の7日前の20時時点で、最終人数を確定させていただきます。

最終人数を確定した後に、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。

一方で最終人数を確定した後に増加した場合には、同一の商品やサービスを提供できない場合があること、また追加料金が発生することをご了承ください。

第四条【お客様によるお持込】

衣裳・美容・引出物・カメラマン・司会者・飲食物・会場装飾等のお持込（引出物等の宅配サービスのご利用も含まれます。）に関しては、挙式・披露宴を円滑に執り行うためお断りいたします。

第五条【お客様による装飾・余興などの手配】

お客様のご都合により、余興等を業者に直接手配される場合には、挙式・披露宴を円滑に執り行うため、事前に当館スタッフとの間で調整をお願いいたします。

第六条【費用の支払い期日】

挙式・披露宴のお見積り金額の70%以上の内金を、挙式・披露宴の7日前までに現金または当館指定銀行口座にお振込みください。特別な事項が発生した場合は担当者までご連絡ください。なお、当日、飲食等変動があった場合には、挙式披露宴終了後7日以内に最終請求書を発送いたしますので、到着日より7日以内に現金または当館指定銀行口座に全額お振込みください。

第七条【お客様による解約・延期】

お客様の都合で、既に締結された契約を解約または延期される場合には、解約料または延期料を頂戴します（開催日程を早める変更は含まれず、実費分のみご負担いただきます。）。

いずれもお客様の少なくとも一方が明確に意思表示をされた時点をもって正式な決定となり、そのタイミングに沿って金額が以下の通り決定します。なお、受領済みの申込金は解約料または延期料に充当します。ここでのお見積りとは、解約時点でのお見積り金額です。

(1) 解約料

(解約申し出日)

① 挙式日より365日以前	申込金(105,000円)の全額
② 364日目を降180日目まで	申込金の全額および衣装等外注品の解約金の額
③ 179日目を降150日目まで	申込金の全額および印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
④ 149日目を降120日目まで	お見積り金額の10%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑤ 119日目を降90日目まで	お見積り金額の15%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑥ 89日目を降60日目まで	お見積り金額の20%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑦ 59日目を降30日目まで	お見積り金額の30%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑧ 29日目を降10日目まで	お見積り金額の40%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑨ 9日目を降2日目まで	お見積り金額の50%及び納品済み物品等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
⑩ 前日、当日	お見積り金額の全額

(2) 延期料

(延期申し出日)

① 挙式日より89日前以降60日前まで	お見積り金額の10%及び印刷物等の実費
② 59日前以降30日前まで	お見積り金額の20%及び印刷物等の実費
③ 29日前以降10日前まで	お見積り金額の30%及び印刷物等の実費
④ 9日前以降2日前まで	お見積り金額の50%及び印刷物等の実費
⑤ 前日、当日	お見積り金額の全額

・延期は当初の挙式予定日より1年以内でお日にちの決定をお願いいたします。

- ・日程の変更により特典やプランの変更がある場合がございます。また、2回目以降の延期には1回あたり55,000円(税込)の変更手数料をご負担いただきます。
- ・挙式日より89日前以降にご契約された場合には、ご契約日より7日以内に延期された限り、延期料を頂戴いたしません。
- ・日程を延期された後に解約される場合には、延期料とは別に延期後日程を基準として算出される解約料もお支払いいただきます。
- ・お見積り金額や人数が未確定の場合は、契約時の基本お見積り金額または予定のプランを適用し、人数に関しては、申込書の記入人数または、解約のご連絡をいただいた時点でのお打合せ内容に基づいた人数を適用させていただきます。
- ・衣裳等の外注品の解約料につきましては、物品ごとの契約書、またはキャンセル規約に基づくものとします。また、司会者、挙式手配に関わるものに関しては29日目以降での解約の場合、解約料を頂戴いたします。
- ・例外的に申込金全額をご入金されていないお客様が解約される場合であっても、解約または延期時に申込金の不足分をお支払いいただきます。
- ・「挙式」「披露宴」双方の実施を前提に契約した後にいずれか一方のみを解約する場合には、解約する「挙式」または「披露宴」に係るお見積り金額を基準に算出される解約料をお支払いいただきます。なお、「挙式」「披露宴」双方を解約し「写真撮影」等のサービスに変更する場合は、双方を解約する場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。
- ・披露宴後(別日開催も含む)の1.5次会や二次会に関しては59日目以降から解約料または延期料を頂戴いたします。

第八条【お客様に対する解約】

以下の場合には、挙式・披露宴に係る契約を解約させていただきます。

- ①お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
 - ②他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
 - ③天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場の使用が出来ない場合
- なお、上記のご解約につきましては、ご解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払はいたしかねますので、ご了承ください。ただし、申込金はお返しいたします。

第九条【施設内における事故・盗難】

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、当館では一切責任を負いませんので十分にご注意ください。また、お客様が手配し持ち込まれた物品に生じた破損または汚損についても、当館の責に帰すべき事由が認められる場合を除き、当館では一切責任を負いません。

第十条【禁止事項】

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為、他のお客様に迷惑のかかる行為、及び下記各号の行為（特別に当館より事前の同意を得た場合を除きます。）は禁止します。

- ①大音響を発生するものの持込
- ②盲導犬・介護犬・聴導犬以外のペットの敷地内への持込
- ③引火・発火のおそれがあるものの持込
- ④悪臭を発生するものの持込
- ⑤危険な行為
- ⑥備品等の移動・損傷・汚損
- ⑦肖像権等第三者の権利を侵害する映像や画像及び音楽著作権に関する適正な手続きを実施せずに作成された映像等のお持ち込み、使用または上映（映像等を自作される場合には権利関係上の一定の制約がありますので、予め担当プランナーまでお問い合わせください。）
- ⑧新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルスなど感染力の強い疾病に罹患した事実の当館に対する秘匿または異なる事実の通知
- ⑨合理的な理由なく当館からの連絡に対する2週間以上の音信不通
- ⑩当館が指定した方法以外でのスタッフへの直接連絡（SNSを含みますがそれに限られません。）
- ⑪見積額や当館との契約内容について、当館の同意なく対外的に開示すること（SNS上での投稿を含みますがそれが全てではありません。）
- ⑫その他挙式・披露宴に関する使用目的以外の利用

第十一条【個人情報の取り扱い】

ご予約頂いたお客様の個人情報は、当館において厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には使用いたしません。

- ①婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等
- ②挙式・披露宴で必要な範囲での衣裳・美容着付け・写真・招待状・引出物等当館と機密保持契約を締結している指定業者への連絡
- ③警察・税務署・裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等

第十二条【その他】

- ①施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品等の変更や修繕を行う場合、また施設周辺の環境や施設からの眺望が変化する場合があります。
- ②披露宴などにご出席のお客様が、当館の駐車場をご利用される場合は、当館の定める時間までは無料です。
- ③本契約に基づくお支払いは全てお客様に連帯してご負担をいただくものとし、万が一遅延した場合には、その完済の日まで年率10%の遅延損害金が発生します。
- ④その他約款に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。
- ⑤挙式・披露宴において使用する楽曲については、別紙「ブライダル楽曲著作権適正処理規約」の規定が適用されます。

結婚披露宴規約に同意いたします

ご署名欄

新郎：

新婦：